

# 横浜市駒岡地域ケアプラザ 重要事項説明書

指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)

## 1 事業所の概要

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 事業所名     | 横浜市駒岡地域ケアプラザ              |
| 所在地      | 横浜市鶴見区駒岡4丁目28番5号          |
| 事業者指定番号  | 1470100593号               |
| 管理者・連絡先  | 所長 板山 重樹 TEL 045-570-6601 |
| サービス提供地域 | 横浜市 鶴見区、港北区・川崎市幸区の一部      |

## 2 事業所の職員体制

| 職種      | 従事するサービス内容等                                                                                                         | 人員           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 管理者     | 管理者は、業務の管理を一元的に行います。                                                                                                | 1名           |
| 生活相談員   | 生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や通所介護計画・介護予防通所介護計画・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。 | 3名<br>(3名兼務) |
| 看護職員    | 看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導を行います。                                               | 2名<br>(2名兼務) |
| 介護職員    | 介護職員は、入浴、排せつ、食事などの介助を行うとともに、施設への送迎を行います。                                                                            | 11名          |
| 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行います。                                                                     | 2名<br>(2名兼務) |

## 3 営業日及び営業時間

| 営業日                                                   | 営業時間                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毎週月曜日から土曜日(祝日を含む)です。但し、年末年始(12月29日から1月3日)、法定点検日を除きます。 | 午前9時から午後5時までです。<br>但し、通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)サービスの提供時間は、原則として午前9時30分から午後4時35分までです。 |

#### 4 単位数 ・ 定員 ・ 区分

| 単位数 | 定員数 | 区分  |
|-----|-----|-----|
| 1単位 | 35名 | 一般型 |

#### 5 通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)のサービス内容

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1)サービス計画書の作成      | (2)生活指導(相談援助等)      |
| (3)健康状態の確認         | (4)介護サービス(日常生活上の援助) |
| (5)機能訓練(運動器機能向上訓練) | (6)口腔ケア(口腔機能向上訓練)   |
| (7)栄養改善(栄養マネジメント)  | (8)送迎               |
| (9)食事              | (10)入浴              |

#### 6 利用料

- (1)指定通所介護・指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による基司、法定代理受領サービスの一割から三割の額とする。詳細は、別紙の料金表のとおりとする。
- (2)指定第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、横浜市が定める基準による基司、法定代理受領サービスの一割から三割の額とする。詳細は、別紙の料金表のとおりとする。
- (3)その他の利用者希望による費用及び送迎費用並びに訪問費等は、別表1のとおりとする。

#### 7 当事業所における運営方針及び目的

- (1)指定通所介護は、利用者の要介護状態等や心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助、日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行います。
- (2)指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- (3)通所介護計画・介護予防通所介護計画・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- (4)事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化防止または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (5)事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後6ヶ月以内

イ 定期研修 随時

## 8 秘密保持

事業者及びその従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らさないこととします。

但し、利用者の同意を得た上で、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

## 9 身体的拘束等の禁止

事業所及びその従業員は、サービス提供にあたり身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者または他利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 10 衛生管理及び感染症対策等

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
2. 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

## 11 虐待の防止

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
2. 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 従業者に周知徹底を図る。
4. 虐待の防止のための指針を整備する。
5. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
6. 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

## 12 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施します。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13 緊急時及び事故発生時の対応

1. サービス提供時に利用者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の適切な措置を講じるとともに、管理者・緊急連絡先(ご家族等)・居宅介護支援事業者等に連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
2. サービス提供時に事故が発生した場合は、市町村・利用者のご家族・利用者を担当する居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

### 14 非常災害対策

非常被害に備えて、消防計画、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、消火訓練及び避難訓練を定期的に年2回行う。

### 15 介護サービス情報の公表及び第三者評価の実施状況について

当事業所では、介護サービス情報の公表を実施しておりますが、通所介護単独での第三者評価は受けておりません。

### 16

#### 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに関する相談やご意見・ご要望については、次の窓口で対応致します。

|         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 電話番号    | 045-570-6601                                                                         |
| FAX 番号  | 045-570-6602                                                                         |
| 苦情解決責任者 | 所長 板山 重樹                                                                             |
| 担当者     | 生活相談員 高嶋 晃生                                                                          |
| その他     | 相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。 |

### 17 公的機関においても、苦情申し立てができます。

|                                   |      |                     |
|-----------------------------------|------|---------------------|
| 横浜市 はまふくコール<br>(横浜市苦情相談コールセンター)   | 所在地  | 横浜市中区本町 6-50-10     |
|                                   | 電話   | 045-263-8084        |
|                                   | Fax  | 045-550-3615        |
|                                   | 対応時間 | 月曜日から金曜日 9時から17時まで。 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会<br>[介護保険課介護苦情相談係] | 所在地  | 横浜市西区楠町27-1         |
|                                   | 電話   | 045-329-3447        |
|                                   | 対応時間 | 月曜日から金曜日 9時から17時まで。 |

|              |     |                  |
|--------------|-----|------------------|
| 鶴見区 高齢・障害支援課 | 所在地 | 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 |
|              | 電話  | 045-510-1770     |
|              | Fax | 045-510-1897     |
| 港北区 高齢・障害支援課 | 所在地 | 横浜市港北区大豆戸町26-1   |
|              | 電話  | 045-540-2325     |
|              | Fax | 045-540-2396     |

#### 18 運営法人の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称          | 社会福祉法人 横浜鶴声会                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 代表者名        | 理事長 晝間 靖裕                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 法人本部所在地・連絡先 | 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号<br>TEL 045-583-1833                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 実施事業の概要     | <p>○やまゆりホーム<br/>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、短期入所事業、<br/>介護予防短期入所事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、<br/>第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)、居宅介護支援事業、<br/>特養併設在宅介護支援センター</p> <p>○横浜市駒岡地域ケアプラザ<br/>通所介護事業、介護予防通所介護事業、居宅介護支援事業、<br/>地域包括支援センター、第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)、<br/>介護予防通所サービス(現行相当サービス)、地域活動交流事業</p> <p>○えみ保育園<br/>保育園事業</p> |
| 事業所数        | 3ヶ所                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

別表1（下記2～5については、利用者10割負担）

|   |                                                                                                                         |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 送迎費用並びに訪問費（通常のサービス提供地域を超えて行う通所介護に要した費用に限る）<br>①訪問費については請求いたしません。<br>②送迎費用については、通常のサービス提供地域を超えたところから片道分1kmあたり20円をいただきます。 |
| 2 | 延長利用料<br>通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額<br>①延長1時間につき 2,000円（税抜）<br>②1時間を超え30分増すごとに 1,000円（税抜）          |
| 3 | 食費<br>1食に付き（おやつ代込） 750円（税込）                                                                                             |
| 4 | オムツ代（利用者の希望によりオムツ等を必要とする場合）<br>①パンツ式（Lサイズ）1枚 100円 （Mサイズ）1枚 90円<br>②尿取りパット 1枚 30円                                        |
| 5 | 材料費用<br>利用者の個別希望により、レクリエーション等にて手芸・工芸等を行った場合の材料の額<br>おおむね 50～300円（作品による）                                                 |

【説明確認欄】

指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）サービス提供の開始に際し、重要事項について文書を交付し、説明を行いました。

事業者 所在地 横浜市鶴見区駒岡4丁目 28 番 5 号  
名 称 横浜市駒岡地域ケアプラザ

説明者氏名 高嶋 晃生 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）サービス提供の開始に同意し、交付を受けました。

利用者氏名・家族氏名 \_\_\_\_\_ 印 （続柄: \_\_\_\_\_）